

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(法務省民事局)

項 目 名	船荷証券等の電子化に伴う所要の整備		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）上、船荷証券等の有価証券は紙で発行することが求められているところ、平成 2 9 年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定されたことや、令和 7 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5」において商法改正による船荷証券の電子化が求められていることなどを受け、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録の提供を行うことができるようにするための商法改正を予定しているところ。 上記商法改正により、電子化された船荷証券等が創設されることに伴い、船荷証券について規律する国外送金等に係る調書の提出等に関する制度について、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	百万円 (百万円) (百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録の提供を行うことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。 (2) 施策の必要性 平成２９年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定され、各国において同モデル法を参考として国内法を整備する動きが進んでいることや、令和７年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において商法改正による船荷証券の電子化が求められていることなどから、船荷証券の電子化に向けた商法改正を速やかに実現する必要がある。その上で、上記商法改正により電子化された船荷証券等が創設されることに伴い、船荷証券について規律する国外送金等に係る調書の提出等に関する制度について、所要の措置を講ずる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	

		政策目標の 達成状況	
	有効性	要望の 措置の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込み (手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目 以外の税制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の妥当性	
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
		租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯		